

**【重要】**

2022年8月10日

【オンライン資格確認】を導入されていないお客様へ



株式会社オネスティー

代表取締役 高木宏一郎

## 「オンライン資格確認」の最新状況について

毎々大変お世話になっております。

さて、早速ですが、

先週の土曜日（6日）に、オンライン資格確認システムの近況の連絡を

ORCAの『オネスティーの到着情報へようこそ！』と弊社ホームページの二つの方法を使いまして、お知らせいたしました。

その際に、『下記の3点がはっきりするまで待つから、決めたらどうでしょうか？』と皆様にはお答えしていることをお伝えしていましたが、**本日の中医協の総会（第527回）の協議で宿題の回答がなされました。**

- ① 原則義務としているが、どういうケースが例外として認められるのかを明確にする。  
⇒ 紙レセプトのところは、例外とする。
- ② 補助金の見直しを早急にします。  
⇒ 診療所、調剤薬局では、39万円（消費税を入れると42.9万円）を上限として、補助する。
- ③ 診療報酬の加算を早急に見直します。  
⇒ 廃止する方向で決定。

となりました。

資料を添付しますので、ご覧ください。

これを受けましてオンライン資格確認を始めようという医療機関様、調剤薬局様もいらっしゃるかと思いますので、

先日ご案内の通り、オンライン資格確認につきましては、以前よりご案内をして来ていますので、

まずは、弊社からのORCA新着情報のページ・弊社のホームページをご覧ください。

また、支払基金のホームページやオンライン資格確認ポータルサイトにも詳しく載っていますので、ご熟読ください。

カードリーダーのシステム別の推奨機種も本資料の最終ページに記載しております。

**申請は、ご自分達でなければなりません。弊社が代行することはありません。**

導入後、補助金の申請書類だけは、弊社で準備（作成）いたします。

そういう流れも、今まで提供して来た文書に全て記載しています。

何かご不明な点がございましたら、メールにてお問い合わせください。

オンライン資格確認をする場合、メールアドレスの登録が必須ですので、メールでお受けいたします。

高木宏一郎 メールアドレス：[takaki@honesty-inc.co.jp](mailto:takaki@honesty-inc.co.jp)

以上、よろしくお願いたします。

# ① 医療 DX の基盤となるオンライン 資格確認の導入の原則義務付け

## 第1 基本的な考え方

オンライン資格確認は、患者の医療情報を有効に活用して、安心・安全でより良い医療を提供していくための医療 DX の基盤となるものであることを踏まえ、保険医療機関・保険薬局に、令和5年4月からその導入を原則として義務付ける。

## 第2 具体的な内容

### (1) 保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号）等の改正関係

1. 保険医療機関及び保険薬局は、患者の受給資格を確認する際、患者がマイナンバーカードを健康保険証として利用するオンライン資格確認による確認を求めた場合は、オンライン資格確認によって受給資格の確認を行わなければならないこととする。（保険医療機関及び保険医療養担当規則第3条第1項及び第2項関係等）

2. 現在紙レセプトでの請求が認められている保険医療機関・保険薬局については、オンライン資格確認導入の原則義務付けの例外とする。（同令第3条第3項関係等）

3. 保険医療機関及び保険薬局（2.の保険医療機関・保険薬局を除く。）は、患者がマイナンバーカードを健康保険証として利用するオンライン資格確認による確認を求めた場合に対応できるよう、あらかじめ必要な体制を整備しなければならないこととする。（同令第3条第4項関係等）

改定案	現行
<p>【保険医療機関及び保険医療養担当規則】 （受給資格の確認等） 第三条 保険医療機関は、患者から療養の給付を受けることを求められた場合には、健康保険法（大正十一</p>	<p>【保険医療機関及び保険医療養担当規則】 （受給資格の確認） 第三条 保険医療機関は、患者から療養の給付を受けることを求められた場合には、次に掲げるいずれかの</p>

# 医療情報化支援基金による医療機関・薬局への補助の見直し

中医協 総－8－3  
4 . 8 . 1 0

○ オンライン資格確認の導入を原則として義務化することに伴い、閣議決定を行った**令和4年6月7日から令和4年12月末までに顔認証付きカードリーダーを申し込むとともに、令和5年2月末までにシステム事業者との契約を結んだ**医療機関・薬局について<sup>(※)</sup>、補助内容の見直しを行う。(従前どおり、令和5年3月末までに事業完了、同年6月末までに交付申請が必要)

※ 上記申込期限は最も遅いケースであり、**医療機関等はより早期の申込や契約が必要。**

- ・ 病院：過半数以上の病院が事業額の上限を超過していることを踏まえ、現行の補助上限額を見直し（補助率は1/2を維持）
- ・ 診療所・薬局（大型チェーン薬局以外）：経営規模を踏まえ、実費補助とする。
- ・ 大型チェーン薬局：補助基準内にほぼ収まっていることから、現状を維持。

	顔認証付き カードリーダー の申込時期	病院			大型チェーン薬局 (グループで処方箋の受付が 月4万回以上の薬局)	診療所 薬局(大型チェーン 薬局以外)
顔認証付きカードリーダー 提供台数		3台まで無償提供			1台無償提供	1台無償提供
その他の費用 の補助内容	①令和3年4月 ～令和4年 6月6日	1台導入する場合  105万円を 上限に補助 ※事業額の210.1万円を 上限に、その <b>1/2</b> を補助	2台導入する場合  100.1万円を 上限に補助 ※事業額の200.2万円を 上限に、その <b>1/2</b> を補助	3台導入する場合  95.1万円を 上限に補助 ※事業額の190.3万円を 上限に、その <b>1/2</b> を補助	21.4万円を 上限に補助 ※事業額の42.9万円 を上限に、その <b>1/2</b> を 補助	32.1万円を 上限に補助 ※事業額の42.9万円を上 限に、その <b>3/4</b> を補助
	②令和4年 6月7日～	<b>210.1万円</b> を 上限に補助 ※事業額の420.2万円を 上限に、その <b>1/2</b> を補助	<b>200.2万円</b> を 上限に補助 ※事業額の400.4万円を 上限に、その <b>1/2</b> を補助	<b>190.3万円</b> を 上限に補助 ※事業額の380.6万円を 上限に、その <b>1/2</b> を補助	同上	基準とする事業額 42.9万円を上限に <b>実費補助</b>

※ その他の費用：(1)マイナンバーカードの読取・資格確認等のソフトウェア・機器の導入、(2)ネットワーク環境の整備、(3)レセプトコンピュータ、電子カルテシステム等の既存システムの改修等

※ 消費税分(10%)も補助対象であり、上記の上限額は、消費税分を含む費用額

※ 令和3年3月末までに顔認証付きカードリーダーを申し込んだ医療機関・薬局については上限額まで実費を補助する特例を実施

※ ①の期間にカードリーダーを申し込んだ施設において、オンライン資格確認の運用が進んでいない状況に鑑み、迅速な運用を促進する観点から、令和4年6月7日から令和5年1月末までに運用開始した施設については、別途の補助を実施する(補助金交付済の施設を除く。別途の補助の内容は、①と②の差額とする)。

# 医療DXを推進し、医療機関・薬局において診療情報を取得・活用し質の高い医療を実施する体制の評価

- 令和5年度より、保険医療機関・薬局に、医療DXの基盤となるオンライン資格確認等システムの導入が原則義務化されることを踏まえ、当該システムを通じた患者情報の活用に係る現行の評価を廃止。
- その上で、医療DXの推進により、国民が医療情報の利活用による恩恵を享受することを推進する観点から、初診時等における情報の取得・活用体制の充実及び情報の取得の効率性を考慮した評価を新設。

## オンライン資格確認等システムを通じた情報活用に係る現行の評価の廃止

### ○ 電子的保健医療情報活用加算

【医科・歯科】マイナ保険証を利用する場合 7点（初診）4点（再診） / 利用しない場合 3点（初診）  
【調剤】マイナ保険証を利用する場合 3点（月1回） / 利用しない場合 1点（3月に1回）

廃止

## 初診時等における診療情報取得・活用体制の充実に係る評価の新設

### （新）医療情報・システム基盤整備体制充実加算

- 1 施設基準を満たす医療機関で初診を行った場合 ●点
- 2 1であって、オンライン資格確認等により情報を取得等した場合 ●点  
※調剤は、1 ●点（●月に●回）、2 ●点（●月に●回）

### 医療機関・薬局に求められること

#### 【施設基準】

- 次の事項を当該医療機関・薬局の見やすい場所及びホームページ等に掲示していること（対象はオンライン請求を行っている医療機関・薬局）。
- ① オンライン資格確認を行う体制を有していること。（厚労省ポータルサイトに運用開始日の登録を行うこと）
- ② 患者に対して、薬剤情報、特定健診情報その他必要な情報を取得・活用（※）して診療等を行うこと。

#### 【算定要件】

- 上記の体制を有していることについて、掲示するとともに、必要に応じて患者に対して説明すること。（留意事項通知）

（※）この情報の取得・活用の具体的な方法として、上記にあわせて、初診時の問診票の標準的項目を新たに定めることを予定（薬局については、文書や聞き取りにより確認する項目を定めるとともに、当該情報等を薬剤服用歴に記録することを求める予定）

## 診療情報を取得・活用する効果（例）

医療機関	問診票の標準的項目を新たに定める（イメージ）	薬局
✓ 薬剤情報により、重複投薬を適切に避けられるほか、投薬内容から患者の病態を把握できる。	問診票（初診時） ●今日の症状 ●他の医療機関の受診歴 ●過去の病気 ●処方されている薬 ●特定健診の受診歴 ●アレルギーの有無 ●妊娠・授乳の有無 ……	✓ 薬剤情報により、重複投薬や相互作用の確認が可能になる。
✓ 特定健診結果を診療上の判断や薬の選択等に生かすことができる。	※当院は診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療提供に努めています。	✓ 特定健診の検査値を踏まえた処方内容の確認や服薬指導が可能になる。

今後、閲覧可能な情報が増えること等によって  
正確な情報をより効率的に取得・活用可能となり、  
更なる医療の質の向上を実現

お客様 各位



株式会社 オネスティー  
代表取締役 高木宏一郎

◆ 「オンライン資格確認」について ◆

毎々格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

各システム別の情報提供は別としまして、11月1日に請求書に同封しましたご案内以降、今回で3回目のご案内となります。

今回のご案内内容は

「オンライン資格確認」をもしも行う場合に選択すべき、各メーカーの推奨機器(ハードウェア)のご案内となります。

前回(11月1日)ご案内した通り、「オンライン資格確認」をしなかった場合は、医療機関様にハードウェア(機器)の代金全額の請求が行く仕組みになっていますので、十分にお気をつけください。また、恐らく、推奨機器以外の検証は行われませんので、自己責任にての検証となることが予想されますので、くれぐれもメーカー推奨の機器をお選びください。

【 カードリーダー 】

■ 調剤【EM/NEXT】

■ 調剤【ノア/NO@H】

■ 医科【ORCA】

メーカー		
富士通Japan 株式会社 (旧社名：株式会社 富士通マーケティング)	パナソニックシステム ソリューションズジャパン 株式会社	株式会社 アルメックス
商品名/製品型番		
「Caora」 (PD-CA01)	顔認証付きカードリーダー (XC-STFR1J-MN)	「Sma-paマイナタッチ」 ・CPS-100G(スペースグレイ) ・CPS-100W(ホワイト)
商品画像		
		
※色違い2種		
寸法		
170mm x 230mm x 200mm (WxDxH)	160mm x 150mm x 280mm (WxDxH)	354mm x 170mm x 139mm (WxDxH)

詳細は[こちら](#)

詳細は[こちら](#)

詳細は[こちら](#)